

(別紙1)

令和7年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験実施要項

令和6年12月10日
総合教育政策局長決定

1 趣 旨

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験（以下「中卒認定試験」という。）は、病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子（以下「就学義務猶予免除者」という。）等について、中学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられる。

なお、令和7年度の中卒認定試験は本要項に基づき実施する。

2 実施主体

中卒認定試験は、各都道府県教育委員会、関係省庁及び関係機関の協力を得て、文部科学大臣が行う。

3 受験資格

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する者とする。

- （1）就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、令和8年3月31日までに満15歳以上になる者
- （2）保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、令和8年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた者
- （3）令和8年3月31日までに満16歳以上になる者（（1）及び（4）に掲げる者を除く。）
- （4）日本の国籍を有しない者で、令和8年3月31日までに満15歳以上になる者

4 試験科目

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）

5 受験案内配布期間

令和7年6月30日（月）から同年8月29日（金）までとする。
（各都道府県教育委員会及び文部科学省にて配布。）

6 願書受付期間

令和7年6月30日（月）から同年8月29日（金）までとする。
（令和7年8月29日の消印があるものは有効とする。）

区 分	午 前		午 後		
試験科目	国語	社会	数学	理科	外国語 (英語)
時 間	10 : 00 ～ 10 : 40	11 : 00 ～ 11 : 40	13 : 00 ～ 13 : 40	14 : 00 ～ 14 : 40	15 : 00 ～ 15 : 40

(3) 地震や風水害等の自然災害による試験の中止や公共交通機関の遅れ等により、(1)に定める期日に試験を受験できなかった者を対象として、各都道府県教育委員会、関係省庁及び関係機関の協力を得て、再試験を実施することができる。

10 試験方法

試験方法は、筆記とする。なお、障害により試験の実施に際し特別の配慮を必要とする場合は、別途これを協議する。

11 試験の免除

(1) 以下の検定試験の合格者に対して、本人の願い出により、『外国語（英語）』の試験の免除を認める。

検定試験の名称	実施団体	審査の級
実用英語技能検定	公益財団法人日本英語検定協会	3級以上の合格者
英語検定試験	公益財団法人全国商業高等学校協会	3級以上の合格者
国際連合公用語英語検定試験	公益財団法人日本国際連合協会	E級以上の合格者

(2) 特別の配慮を要すると認められる者(※)に対して、以下の措置を設ける。

- ① 日本語能力試験（実施団体：独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会）においてN2（2級）以上の合格者に対して、本人の願い出により、『国語』の試験の免除を認める。
- ② 本人の願い出により、振り仮名付き問題冊子の使用を認める。

※「特別の配慮を要すると認められる者」とは、以下のとおり。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 日本の国籍を有する者であって、2年以上継続して外国に居住していた者
(試験の出願期間の最初の日から数えて3年以内に帰国した者に限る。)

実施要項「3 受験資格」で定める「中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由」の取扱いについて

「(2) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、令和 8 年 3 月 31 日までに満 15 歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた者」として取り扱うことができる者は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「義務教育諸学校」という。）に登校する意思があるにもかかわらず、やむを得ない事由により義務教育諸学校を欠席している者及びインターナショナル・スクール等に在籍する日本国籍を有する者で、中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると認められる者（帰国子女で中学校の教育指導に適応することが極めて困難なために就学できなかった者など）とする。